

保存版

# 進路指導資料

2026

神奈川県立秦野支援学校



## 進路先を考えるためのポイント

進路指導は、出口指導（卒業したらどこへ行くか）中心と思われがちですが、本来は人生を「豊かに、主体的に」生きる力を育むことを目的としています。

卒業後の生活をどうするか？「進路」ではこのことが最も大きな柱になります。

一人ひとりにあった生活をどのように考えたらよいでしょう。ここでは、「進路」を考えるためのポイントをいくつかご紹介します。

### 1 『どこに行きたいか』ではなく、『どんな生活をしたいか』を考える

「会社で働きたい」場合、卒業後すぐに会社で働く方法もあれば、もう少し職業訓練を受けてから働く方法もあります。

「福祉施設を利用したい」場合、自分にあったペースで支援を受けながら働く方法や、ゆったりしたプログラムを利用しながら毎日の生活リズムを作っていく方法、1カ所ではなく2カ所のサービスを利用しながら、多様な活動を組み立てる方法など様々です。

『どこに行きたいか』と考えると「〇〇に行けなかったらどうしよう・・・」となりがちですが、『どんな生活をしたいか？』と考えると色々な選択肢が増え「進路」の間口も広がります。

また、生活や余暇の面もあわせて『どんな生活をしたいか？』を考えると、社会参加が広がっていきます。在学中から様々な福祉サービスを利用して生活経験を広げ、地域の活動等に参加することが卒業後の社会生活につながっていきます。

### 2 優先順位を考える

実際に進路を決めていく段階では、希望の全てがかなう事は、なかなかありません。仕事内容や活動内容、支援の程度、人間関係や環境、通勤時間や送迎の有無、家族による支援の大小・・・様々な要素が出てきます。何を優先したらよいか悩むこともあるでしょう。毎日のことですから、できるだけ長く続けられるという視点から考えることが大切です。

### 3 一人ひとりにあった、それぞれの準備と速度で進める

同級生が校外の実習に行くと、気持ちが焦ってくることもあります。しかし、一人ひとりの子ども達は課題もニーズもそれぞれ異なります。たとえば、5年後、10年後にどんな生活をしたかをイメージしながら、今必要な取り組みを考えると整理しやすくなることもあります。

## Q ‘進路’ はいつから考えるものでしょうか・・・？

進路先を決定するのは高等部になってからですが、小学部から積み重ねることにより、「明日学校で使える力」→「次の学部で使える力」→「将来の生活で役立つ力」へと発展させることができます。

学校では、保護者の方と学校とで作成した「個別教育計画」に基づき、小学部からそれぞれの段階に応じた「生きる力(すべての力の土台)」を育むための様々な学習に取り組んでいきます。これは進路を考える上での基盤となります。そしてこの「生きる力」を育むためには学校内だけでなく、ご家庭や地域の支援施設での取り組みがとても重要となります。

保護者の方においては「進路のために家で何かから取り組めばいいの?」「とりあえず何かさせなきゃ」など、漠然とした不安やご心配が多々あるかと思います。ご家庭内だけで悩まずに、担任と相談しながら本人にとって今何が大切なのか一緒に考えていきましょう。

「はたらく」につながる「生きる力」を小学部・中学部・高等部と段階を追って見て「進路」について考えていきましょう。



段階別の「つきたい力」はあくまでも目安です。本人の今の実態に合せ、難しい項目は下学部の項目を参考にするなど、無理のないところからチャレンジしていきましょう！



それぞれの段階で育みたい力の例を、次のページから解説しています。



# 小学部

## 生活に関わる基礎的な力をつける時期



### <自分をコントロールする力>

#### ①支援を受けながら自分で答えを出せる

食べる、立ち上がる、排泄する等、本人の行動には意思があります。生活の中で見える本人の意思に心を傾けながら、行動を起こすための「やる気」を引き出す支援をお願いします。

#### ②支援を受けながら自分で選択できる

何か決める時、本人なりの表出方法で本人の意思を確認する習慣をもってください。人に決められたことではなく、自分で選んだことであれば気が進まないことでも「やってみようかな」と思える気持ちが大きくなります。

#### ③悩んだり葛藤したりする

集団生活では、自分の思い通りにいかないことが多くなります。葛藤する我が子の姿を目にすると心配になってしまう保護者の方も多いと思いますが、成長のための必要なステップと捉え、担任と相談しながら見守る姿勢も大切にしてください。

自分

### <先の見通しを立てる力>

#### ①出来上りをイメージして取り組める

五感を使ったさまざまな遊びから、自分の行動によって起こる変化を学びます。この経験が出来上りをイメージする力を育て、実現に向けて期待する気持ちや挑戦する意欲へとつながります。

#### ②やるべきことを意識して心の準備ができる

特に初めて取り組むことに対しては、内容やスケジュールを本人にわかりやすく伝えてあげてください。心の準備ができ、先の見通しが持てるようになります。

#### ③体をコントロールするための土台を育む

「動かすよ」「ガタガタするよ」など、これから起きる出来事を前もって知らせることで本人なりの心の準備や構えができるようになってきます。また、「手を伸ばしてとれるか」など、結果を予測して自分の体の動きを工夫する経験を積むことで、ボディイメージがもてるようになり、体のコントロールができるようになります。

時間

### <相手や集団を意識する力>

#### ①人と仲良くなかかわるためのルールを知る

集団のルールを覚える大切な時期です。「待つこと」「順番を守ること」「一緒にやること」などを根気強く教えてあげてください。待つことが苦手な場合は、落ち着けるグッズやアイテム等を作っておくことも大切です。

#### ②保護者以外の人を受け入れることができる

いつも同じ人が、同じやり方で支援しているだけでは、この先の選択肢が狭くなってしまいます。担任などの身近な人へと関係を広げていきましょう。

#### ③支援を受けながら気持ちを表現したり訴えたりできる

表情や声、単語などから本人の要求に気づいた時、「もう一回やりたいのね」「嫌だったのね」などと本人に返してあげてください。本人なりの表出方法が身に付けられます。

#### ④協力できる

協力は「相手を思いやることができる」「相手の立場を考慮することができる」ための初めの一歩です。一人でできることも大切ですが、一緒にできることもとても大切です。少しでもお手伝いなどで力を貸してくれたらほめてあげましょう。

相手

### <手がかりをつかむ力>

#### ①「情報」を危険を防ぐための手がかりとして使える

「赤信号だから渡らないよ」「熱いから冷ましてから飲もうね」「ずり落ちそうだから座りなおそうか」など、なぜそうするのかを言葉で伝えてあげてください。

#### ②体内からの刺激に気づいて表出できる

「トイレに行きたい」「お茶飲みたい」「おなか痛い」など本人の様子から推測したことを言葉のジェスチャー（サイン）で返してあげてください。その子なりの表出方法が身につき、自発的な表出につながります。

#### ③まわりの情報が行動の手がかりになることを知る

「チャイムが鳴ったから授業が始まる」「このマークは給食」など音や写真、絵やシンボルなど身のまわりにある情報が行動の手がかりとなる場面が多くあります。ご家庭の中の本人にとって馴染みのある物、音などを活用して、行動を促す工夫をしてみるとよいでしょう。

#### ④自分に役割があることを知る

正しい行動を喜んでもらえたり、ほめてもらえたりすることで自分の役割に気づくことができます。それが積み重ねることによって本人の強みや長所が増えていきます。

環境



# 中学部



小学部で積み上げた力を社会と関わる力に発展させる時期

## <自分をコントロールする力>

### ①自分で気づき答えが出せる

答えを「教える」のではなく、ヒントを与え「気づかせる」支援も大切です。指示に従えることは大切な面がありますが、指示が多くなると、自分で考え、答えを出す機会を奪ってしまう恐れもあります。

### ②条件や制限がついても選択できる

「今日は別のお菓子にしよう」「お散歩ではなくテレビを見よう」などと折り合いをつける経験を積むことで、興味や選択肢の幅が広がり、条件や制限がついても選択しやすくなります。

### ③悩んだり葛藤したりしたうえで気持ちを整える

負けや失敗などの、悔しい気持ちも成長のためには時には大切です。「大丈夫！」「次はうまくいくよ」などの言葉かけを行い、前向きに「気持ちを切替える練習」を積みましょう。

自分

## <先の見通しを立てる力>

### ①先のことをイメージして行動できる

「落とすと困るからチャックを閉める」「濡れるから袖をまくる」などそうしなければいけない理由や、しなければどうなるかの見通しが持てるよう理由を説明してあげてください。

### ②やるべきことを意識し必要なものを準備できる

「明日は調理があるね。必要な持ち物は何かな？」など、予定表を見て、必要な物を一緒に確認しながら準備をする習慣をつけましょう。

### ③体をコントロールするための経験を積む

今まで使う機会の少なかった道具があれば、挑戦させていきましょう(ホッチキス、はさみ、爪切り、など)。実際に体験することで、安全に使うための身体の使い方や力の入れ加減などを覚えることができます。

時間

## <相手や集団を意識する力>

### ①集団のルールを守って行動する

家、学校、公共の場など場所によっていろいろなルールがあります。活動の範囲を地域へと広げていくことで、適応力が育まれます。

### ②さまざまな集団の中でも活動できる

学部全体や実態別など、さまざまな集団での活動が増えていきます。集団が苦手なお子様もいると思いますが、避けるのではなく、どうすれば安心して参加できるようになるか、担任と相談しながら見つけていきましょう。

### ③気持ちを表現したり訴えたりできる

本人なりの表出方法で、理解者を広げる時期です。保護者の方が代弁するのではなく本人が表出することで、支援者の心を動かすことができます。

### ④相手を思いやることができる

「赤ちゃんが寝てるから小さな声でね」「お兄ちゃんの方も買っていこうか」など、まわりに人がいることや相手を思いやることを意識できる言葉かけをお願いします。このような経験が、集団の中で「相手の行動やペースに合わせられる」ことにつながっていきます。

相手

## <手がかりをつかむ力>

### ①「情報」を自分を守るための手がかりとして使える

「番組表やメニュー表から、見たいもの・食べたいものを探す」など、たくさんの情報の中から一つ選ぶ経験が、いらぬ情報を捨てることにつながり「嫌なことは拒否する」「甘い誘いにのらない」など、自分を守る力へと発展していきます。

### ②体内からの刺激に適切に対応できる

「暑いときは上着を脱ぐ」「おなかいっぱいになったらおかわりはしない」など、体の刺激に対し適切な行動ができた時は、言葉にしてほめてあげましょう。

### ③まわりの情報の中から自分に必要なものを選び、手がかりとして活用することができる

予定表を使って、次の日に必要なものを考えさせたり、準備させたりしてください。この毎日の繰り返して手がかりを活用する力が身に付いていきます。

### ④役割を理解し、自分から行動する

本人が興味をもてそうなことから、「これはあなたの仕事ね」というように、簡単なお手伝いを任せてみましょう。できたらたくさんほめてください。「次もがんばろう！」という意欲につながります。

環境



# 高等部



卒業後の生活に必要な力を実際の場面を想定して身に付ける時期

## <自分をコントロールする力>

### ①状況に合わせて自分で答えが出せる

質問したいときには「内容の緊急度」と「相手の状況」を照らし合わせて考えることが必要です。日常生活で、状況に合った言動ができた時には、ほめてあげると確実な力になります。

### ②不都合なことでも受け入れることができる

進路選択や選挙など高等部になると今までより選択を求められる場面が増えます。自分に不都合な結果は受け入れることに時間がかかりますが、根気よく励ましをお願いします。

### ③悩んだり葛藤したりしたうえで気持ちを整えて、再挑戦できる

社会に出る前に、学校や家庭のフォローを受けながら失敗を通して対処法を学ぶことが大切です。何が悪かったのか、今後はどうすればよいか本人と話をし振り返り、困った状況でも踏ん張れる心を育みましょう。

自分

## <先の見通しを立てる力>

### ①先のことと状況を頭に置きながら行動できる

時間を逆算して考えたり、予算内で買い物をしたりするなど、先のことを頭に置きながら行動する習慣を身につけましょう。

### ②やるべきことを意識して心と体の準備ができる

「雨が降りそうだから傘を持って行く」「明日は実習だから早く寝る」など先の予定を見通して行動できるようになることが大切です。また、将来の夢や希望する進路については、一緒に考える時間を持ち、実現に近づけるために準備をしていきましょう。

### ③結果を予測して体をコントロールできる

「何時までに終わらせる、帰ってくる」などの時間の目安や「角をそろえてたたむ」などの具体的な完成形を伝えてください。仕事量に対してのペース配分や力の入れ加減を自分で考える力につながります。また、卒業後は、体を鍛えたり、ケアしたりできる時間が少なくなります。体力・健康維持のために家でできることを見つけておきましょう。

時間

## <相手や集団を意識する力>

### ①社会のルールやマナーを守った行動ができる

今までに培ったルールやマナーの知識を実体験を通して身に付けるためには、本人を信じて、見守ることも大切な支援です。

### ②誰とでも友好的なかかわりができる

支援先を増やすことも自立につながります。地域の資源や福祉サービスを利用しながら、初対面の人とも関係を作るよう機会を設けましょう。

### ③場面に応じて気持ちを表現したり訴えたりできる

相手や場所に応じた言葉や表現で伝えることが求められます。本人が表出する機会を多く経験できるよう、見守りと励ましをお願いします。

### ④相手の立場を考慮することができる

集団が大きくなればなるほど「自分の思い通りになる」ことは少なくなります。相手にも、気持ちや考え、都合などがあることを理解できるよう「本人中心の生活」から家庭や地域などの「それぞれの集団に合わせた生活」になっているか見直してください。

相手

## <手がかいをつかむ力>

### ①「情報」を自分を守るための手がかいとして使える

「地図を見て目的地まで行く」「頼まれた物が陳列棚のどこにあるかを見つける」などの経験が、間違った情報を無視する力の基礎となり、「デマや噂を鵜呑みにしない」「必要以上に買わない」など、不利益や犯罪から身を守る力を育みます。

### ②体内からの刺激や感情に適切に対応できる

イライラ、憤り、恐怖、恥ずかしさなどの感情にうまく対応できない時は、時間を作って、話を聞いてあげてください。言葉にすることで、自分自身で整理できたり、対応の糸口が見つけられたりします。

### ③手がかいを活用して自己選択、行動調整できる

「天気予報を見て、服装等を決める」「『いいよ』って言うけど、顔や声は怒ってるみたい」など、情報をもとに自分で考える習慣が身に付くよう言葉かけをお願いします。

### ④期待される役割を理解し、自分から行動できる

家の中のいろいろな仕事を任せるようにしましょう。自分から行動できた時はできたら感謝の言葉をかけてください。自分が役に立っているという自己肯定感につながります。

環境

令和8年度 高等部 3年間の進路指導 大まかな流れ

神奈川県立薬野支援学校

	1 年	2 年	3 年
目標	しる ○卒業後はいろいろな場所で「働く」ことを知る。 ○自分のことを知る。得意なこと、苦手なこと、うまくやっていく方法を知る。	ひろげる ○会社や福祉事業所での経験を広げ、卒業後の自分の生活を考える。	きめる ○卒業後の進路先を決め、課題解決のための努力をする。
4月		・E高2年進路実習説明会(4/17)	・E高3年進路実習説明会(4/14)
	G高等部進路説明会(4/28)		(通年)・就労アセスメント ・障害支援区分認定
5月	・E高1年進路実習説明会(5/1)	・現場実習事前訪問 …本人、保護者、担任、進路	・現場実習事前訪問 …本人、保護者、担任、進路 ・求職登録(企業)
6月	6/1~ 前期 校内実習	6/1~ 前期 校内実習 前期 現場実習(企業) ・進路面談	前期 現場実習(企業・福祉) ・進路面談
	G高等部 進路校外学習(7/2)		
7月	センターアセスメント(7月~2月) ※対象生徒のみ	・進路面談 ・進路校外学習(7/9)	・進路面談 ・ハローワークによる職業相談(企業)
8月	・福祉事業所見学推進	・福祉事業所見学推進	重度判定
	保護者進路見学会		
9月	・進路校外学習(9/17) ・進路意向調査		
10月		・現場実習事前訪問 …本人、保護者、担任、進路 文化祭	・現場実習事前訪問 …本人、保護者、担任、進路
11月	11/2~ 後期 校内実習	11/2~ 後期 現場実習(企業・福祉) ・進路面談	後期 現場実習(企業・福祉) ・進路面談
12月	・進路面談	・進路面談	・進路面談 ・ハローワークによる職業相談(企業)
1月		・進路意向調査 1月中旬~ 追加 現場実習(必要に応じて)	
2月	・進路面談(個別評価面談と兼ねる)	・進路面談(個別評価面談と兼ねる) ・障害支援区分認定 ※4~6月生まれの生徒(要相談)	・ハローワーク 職業指導 ・就労支援登録(ばれっとはだの)
3月		保護者進路見学会 ・進路面談(必要に応じて)	

\*各学年共、進路面談は随時実施。

追加実習(企業・福祉)

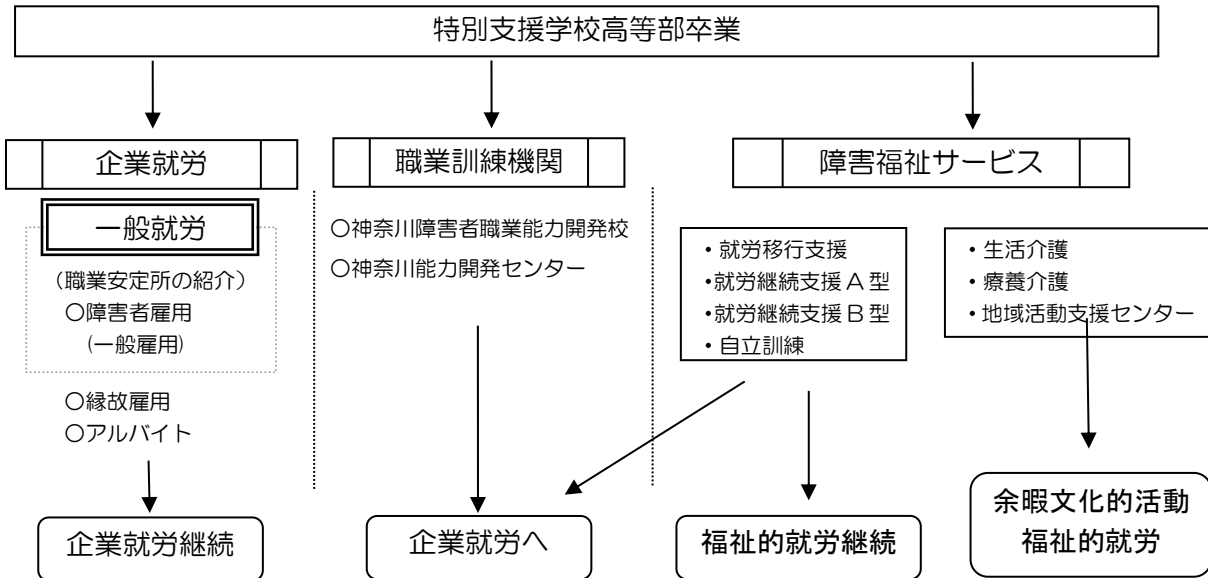
移行支援会議

職能評価実習2~3学期 ※希望生徒のみ実施

## 1 本校卒業生の進路状況

卒業年度	卒業生徒数	企業就労	職業訓練機関	障害福祉サービス						その他
				就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	自立訓練	生活介護	療養介護	
R5～7	83	28	0	1	5	24	1	17	4	3

## 2 卒業後の進路の方向性



### 3 就労について

#### 【障害者雇用】

- 就職希望者は、ハローワーク（職業安定所）に求職登録をします。
- 企業は障害者求人票をハローワーク（職業安定所）に提出し、求職者を採用します。
- 障害者雇用のメリット
  - ・賃金は最低賃金法に則った額が保障されます。（神奈川県は令和7年10月現在時給1,225円）
  - ・雇用にあたっては、ミスマッチを避けるため実習を通して決めることが基本です。トライアル雇用制度（注1）を利用する場合もあります。
  - ・雇用してからは、ジョブコーチ制度（注2）を活用することができます。
  - ・就労後は、ハローワークも相談可能です。
  - ・企業は、採用によって障害者法定雇用率にカウントでき、助成金が受けられます。
- 障害者雇用の条件は次のとおりです。
  - ・障害者手帳を取得していること。
- 職業的重度判定について

障害者手帳の等級とは別に、「職業的重度判定」という制度があります。企業は「重度と判定」された人を雇用すると、法定雇用率の算定や助成金の面で優遇措置が受けられます。本校では、就職希望者で重度判定の対象になる生徒には、在学中に相模原市にある「神奈川障害者職業センター」で判定調査を受けていただくことを推奨しています。

#### （注1）トライアル雇用制度

トライアル雇用とは、就業経験の少ない人や就労期間にブランクがある人、障害者などを原則3カ月という短期間の試用期間を設けて雇用した後に、仕事への適性を見て本採用を決める制度です。トライアル期間中も最低賃金以上の時給で給与が支払われ、被雇用者にとっても、自分にこの仕事が合っているかどうかを見極めることができます。

#### （注2）ジョブコーチ制度

障害者の就職及び職場適応のため、就職前後を問わずジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、本人や職場へ支援を行います。作業指導や対人関係等の支援のほか、職務や職場環境の改善などについて、事業主の相談にも応じます。支援期間は、標準で2～4カ月程度で、最長8カ月です。

#### 4 職業訓練機関

障害者が、就労に必要な基本的知識や技能を習得して、職業的自立を目指すための職業訓練施設。

①神奈川能力開発センター	伊勢原市日向 496	0463 96-4555	職業訓練法人
<p>〈応募資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳をお持ちの方</li> <li>・能力開発訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方</li> <li>・義務教育修了（修了見込み）以上、25歳未満で、働いたことがない又は働いた経験が少ない方</li> <li>・全寮制での集団生活が可能な方</li> <li>・毎週末帰宅のできる方</li> </ul> <p>〈訓練期間・定員〉 2年間 / 30名</p> <p>〈訓練内容〉</p> <p>1年次 職業基礎科に所属し、基本的な知識、技能を身につけ、体力の向上及び、加工技能、施設管理技術、物流販売技術、パソコン作業などの基礎を学ぶ。</p> <p>2年次 総合加工技術、施設管理技術、物流販売技術、コンピューター作業等のいずれかを専攻して専門的な知識、技能を学び、職業人としてのマナーを身につけ一般就労を目指す。</p> <p>〈全寮制〉 秦野市にある「キャンパス秦野」（通勤寮）に入寮する。</p> <p>〈費用〉 入所時 50,000円程度（作業服、保険加入等） 毎月 75,000円程度（訓練受講料は無料。寮生活費、送迎費用等の生活費の総計） 2年目以降は訓練手当の支給有</p>			
②神奈川障害者職業能力開発校	相模原市南区桜台 13-1	042 744-1243	国立県営
<p>〈応募資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）をお持ちの方、または公的機関で判定を受けている方</li> <li>・職業に必要な知識、技能技術を習得し、職業に就こうという意思のある方</li> <li>・障がいに伴う症状が安定しており、継続的な訓練の受講が可能な方</li> <li>・集団での訓練に適応できる方</li> </ul> <p>〈主な訓練コース及び訓練期間、募集人員〉</p> <p>○総合実務コース（知的障害 25名 訓練機関：1年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通サービス（小売販売のバックヤード業務などの仕事）</li> <li>・環境サービス（清掃、ビルメンテナンス関係の仕事）</li> <li>・外食サービス（レストランや社員食堂の調理補助・食器洗浄等に関する仕事）</li> </ul> <p>○ビジネスキャリア（身体障害 10名、知的障害 10名 訓練機関：1年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器の基本操作や事務処理の知識・技能等を習得し、事務職、または事務補助の仕事に就くためのコース</li> </ul> <p>〈費用〉 入校検定料、入校料、授業料は無料。保険や教科書代等は自己負担。 ※雇用保険受給資格等で一定の条件を満たす方が、公共職業安定所長の受講指示により入校すると、手当が支給有。詳しくは、ハローワークへ問合せ。</p>			

## 5 障害福祉サービス

種別	サービス名	利用要件	サービス内容	利用できる期間
介護給付	生活介護	支援区分 3以上	日常生活上の支援に併せて軽作業等の生産活動や余暇文化的活動の機会も提供。身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。	制限なし
	療養介護	支援区分 5以上	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。※別表3を参照。	制限なし
訓練等給付	自立訓練	なし	(生活訓練) 生活能力の維持・向上などの支援が必要な者が対象。生活訓練を中心としたプログラムを行う。 (機能訓練) リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指すサービス。	原則2年間
	就労移行支援	なし	就労を希望し、就労等が見込まれる者が対象。施設内や企業に於いて作業、実習を実施し、就労に必要な知識・技能を養う。適性にあった職探しや就労後のアフターフォローを通して職場定着を図る。	原則2年間
	就労継続支援 A型	なし	一般就労の力はあるが、一定の支援が必要な者が対象。 <u>雇用契約を結んで契約に基づく賃金を受け取りながら職業訓練を行い、就労を促す。</u>	制限なし
	就労継続支援 B型	要件があり、内一つを満たしている必要あり	就労移行支援事業等を利用したが企業の雇用に結びつかなかった者等が対象。事業所内に於いて生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばないため、工賃として支給）。知識・技能が高まった者について就労への移行に向けて支援する。  ★新規学卒者が就労継続支援B型を希望する場合、「就労選択支援」もしくは、「就労アセスメント」を受けて、B型利用が適切であるという判定結果が出ている必要があります（自治体によって運用状況が異なります）。	制限なし
事業 市町村	地域活動 支援センター	なし	創作活動や生産活動を提供し、社会との交流の促進などを行う。 (デイサービスの内容)	制限なし

★家庭から離れて、自立に向けて一定の支援を受けながら生活するためのサービス

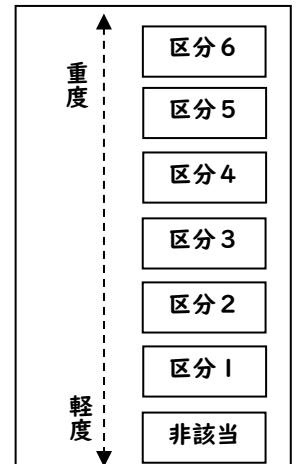
種別	サービス名	利用要件	サービス内容	利用できる期間
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	なし ※実情として障害支援区分認定が必要。	主として夜間において、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において相談その他の日常生活上の援助を行う。	制限なし

※各サービスの詳細内容や事業所については、「事業所マップ」「障害福祉制度ガイドブック」をご確認ください。

〈資料〉

障害福祉サービスを利用するには（18才以上）  
「障害支援区分認定」について

- ・支援程度区分とは、福祉サービスを利用する障害者の心身の状況を判定するもので、区分は7段階あります。
- ・18才になると、制度上は「成人」の扱いとなり、成人が利用できるサービスの中には、利用に際して「障害支援区分」が必要となるものがあります。
- ・障害支援区分が必要となる主な福祉サービスは「生活介護」「施設入所支援(施設に入所して生活する)」「短期入所(ある短期間だけ施設で生活する)」など介護給付のサービスです。訓練等給付のサービスについては必要ありません。
- ・障害支援区分によって、利用できるサービスが限定されます。(別表1)
- ・秦野市の場合、原則として18才の誕生日の2カ月前くらいから手続きを開始し、誕生月までに障害支援区分認定が受けられるようにします。



●障害支援区分認定の進め方

①聞き取り調査（80項目） 別表2を参照

- ・80項目の質問に答えます。実施日時は自治体の障害福祉課または調査受託機関と調整します。
- ・本人および保護者が同席し、必要に応じて関係者（学校担任など）も同席することもできます。在学生の場合は、担任が同席して学校で聞き取りを行い、学校での様子も聞き取り調査に反映されるようにしています。
- ・各質問は「できる」「できない」という2択での回答になります。「条件が整えばできる」といった中間的な回答になる場合は、その旨を調査員に詳しく話します。伝えた内容は「特記事項」として記載され、実態をより適正に反映した区分認定につながります。

②一次判定

- ・80項目の質問(別表2)に対する回答と医師の意見書の一部を機械的に判定したものが、一次判定です。一次判定には「特記事項」は反映されていません。

③医師の意見書

- ・保護者の方から医師に意見書の作成を依頼します。意見書の書類一式は市役所から医師へ送付されます。
- ・意見書作成に関わる基本的な費用は自治体が負担します。
- ・意見書を依頼する医師は、近い将来手続きが必要となる障害基礎年金の申請を想定すると、精神科医が望ましいといえます。ただし、精神科のかかりつけ医がいない場合は、ほかの診療科目のかかりつけ医(小児科医等)でも構いません。

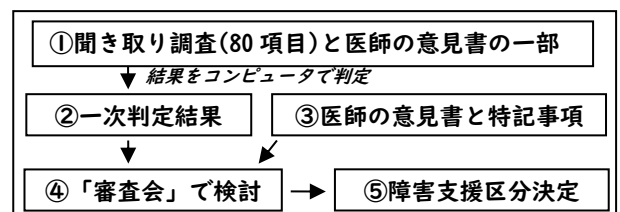
④審査会

- ・一次判定結果と特記事項、医師の意見書をもとに有識者で構成された「審査会」で検討され、障害支援区分が決定します。

⑤障害支援区分決定

- ・決定された支援区分は郵送で自宅に通知されます。
- ・決定に不服の場合は申し立てをすることができます。

【障害支援区分認定の流れ】



別表Ⅰ 【障害支援区分と利用できる主なサービス】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ヘルパーによるサービス)		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護 (行動障害のある方の ヘルパーによるサービス)				○	○	○	○
重度障害者包括支 援							○
短期入所		○	○	○	○	○	○
療養介護						※1	○
生活介護			※2	○	○	○	○
施設入所支援				※3	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分5でも利用可能です。

※2 50歳以上は、区分2でも利用可能です。

※3 50歳以上は、区分3でも利用可能です

別表2 【認定に関わる質問項目】

項 目	質 問 内 容
1. 移動や動作等に関する項目 (12項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝返り ・起き上がり ・座位保持 ・移乗 ・立ち上がり ・両足での立位保持</li> <li>・片足での立位保持 ・歩行 ・移動 ・衣服の着脱 ・じょくそう ・えん下</li> </ul> <p>※身体機能面で「できる。できない」と答えるだけでなく安全にできるかどうかで答える。</p>
2. 身のまわりの世話や 日常生活等に関する項目 (16項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事 ・口腔清潔 ・入浴 ・排尿 ・排便 ・健康、栄養管理 ・薬の管理</li> <li>・金銭の管理 ・電話等の利用 ・日常の意思決定 ・危機の認識 ・調理</li> <li>・掃除 ・洗濯 ・買い物 ・交通手段の利用</li> </ul> <p>※「ひとりて、援助がなくてもしっかりできるかどうか」の視点で答える。 ※やったことのないことについては「援助なしでできるか」で答える。</p>
3. 意思疎通等に関連する項目 (6項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視力 ・聴力 ・コミュニケーション ・説明の理解 ・読み書き</li> <li>・感覚過敏、感覚鈍麻</li> </ul>
4. 行動障害に関連する項目 (34項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害的、拒否的 ・作話 ・感情が不安定 ・昼夜逆転 ・暴言暴行</li> <li>・同じ話をする ・大声、奇声を出す ・支援の拒否 ・徘徊 ・落ち着きがない</li> <li>・外出して戻れない ・一人で出たがる ・収集癖 ・ものや衣類を壊す</li> <li>・不潔行為 ・異食行動 ・ひどい物忘れ ・こだわり ・多動、行動停止</li> <li>・不安定な行動 ・自らを傷つける行為 ・他人を傷つける行為 ・不適切な行為</li> <li>・突発的な行動 ・過食、反すうなど ・そう鬱状態 ・反復的行動</li> <li>・対人面の不安緊張 ・意欲が乏しい ・話がまとまらない ・集中力が続かない</li> <li>・自己の過大評価 ・集団への不適応 ・多飲水、過飲水</li> </ul>
5. 特別な医療に関する項目 (12項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滴の管理 ・中心静脈栄養 ・透析 ・ストーマの処置 ・酸素療法</li> <li>・レスピレーター ・気管切開の処理 ・疼痛の看護 ・経管栄養 ・モニター測定</li> <li>・じょくそうの処置 ・カテーテル</li> </ul>

別表3【療養介護施設一覧】

名称	所在地	電話番号
重症心身障害児（者）施設 サルビア	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	045-576-3000
横浜医療福祉センター港南	横浜市港南区港南台4-6-20	045-830-5757
横浜療育医療センター	横浜市旭区市沢町557-2	045-352-6551
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	川崎市麻生区細山字原尾1203	044-959-3003
ワゲン療育病院長竹	相模原市緑区長竹494-1	042-784-7227
相模原療育園	相模原市南区若松1丁目21-9	042-749-6316
医療型障害児・者等施設 ライフゆう	横須賀市湘南国際村1-4-6	046-856-6833
鎌倉療育医療センター 小さき花の園	鎌倉市腰越1-2-1	0467-31-6703
独立行政法人国立病院機構 箱根病院	小田原市風祭412	0465-22-3196
太陽の門 福祉医療センター	小田原市風祭563	0465-24-6561
独立行政法人国立病院機構 神奈川病院	秦野市落合666-1	0463-81-1771
七沢療育園	厚木市七沢516番地	046-249-2720

## 6 行政機関窓口

機関名	所在地	電話番号	主な役割
平塚児童相談所	平塚市中原3丁目1-6	0463(73)6888	子育て相談 児童施設利用申請、措置 児童の療育手帳判定
秦野市役所障害福祉課	秦野市桜町1-3-2	0463(82)7616 ※ダイヤルイン	福祉サービス利用申請 利用のための支給決定 福祉関係手当・福祉相談 手帳申請発行窓口など
神奈川県総合療育相談センター	藤沢市亀井野3119	0466(84)5700	成人の療育手帳判定 福祉相談窓口
松田公共職業安定所 (ハローワーク松田)	足柄上郡松田町 松田惣領2037	0465(82)8609	障害者の職業紹介 重度判定受付 職業訓練申込受付

## 7 障害児者総合相談窓口

### (1) 障害者就業・生活支援センター（就労援助センター）

障害者に、職業能力に応じた就労の場の確保と、職場定着を支援する事業をおこなっています。相談・指導・訓練・就労援助を通じて、障害者の就労促進と定着を図ると同時に、職場開拓・実習・就労後のフォローなども行っています。また、地域や事業所に対して障害者雇用に関する啓発活動も実施しています。

機関名	所在地	電話番号
サンシティ (サンシティひらつか)	平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ 1階	0463 (37) 1622
障害者支援センターぽけっと	小田原市曾比 1786-1	0465 (39) 2007

### (2) 秦野市地域生活支援センター 「困ったことがあったら、まずこの窓口へ！」

秦野市在住の障害者の生活、就労をサポートする総合相談窓口

機関名	所在地	電話番号
障害福祉なんでも相談室 (ぱれっと・はだの)	秦野市本町 2 丁目 7 番 25 号	0463 (71) 5720 就労相談 0463 (80) 3294 一般相談

### (3) 障害福祉サービスにおける相談支援事業所

相談支援事業：障害福祉サービスを利用するにあたり、相談支援専門員とともに目標等を立てたり、必要なサービス等について一緒に考えてくれたりするサービスです。

#### 障害福祉情報サービスかながわ

神奈川県内の障害福祉サービスを利用できる事業所が検索できます。

URL : 「 <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-service/> 」



神奈川県内の「相談支援」のサービスを利用できる事業所にアクセスできます！（検索条件を変更すれば、より希望に合った事業所に絞って検索できます）。



【メモ欄】

Blank memo area for notes.



# 「進路指導資料」

令和8（2026）年 6月発行

神奈川県立秦野支援学校

サポートスタディグループ 進路係